鶴見川多目的遊水地土壌処理技術検討第3回委員会が、平成 12 年 4 月 28 日に新横浜で開催されました。

議事内容

- 1. 第2回委員会議事録確認
- 2. 対策工法の比較検討
- -1 処理方法の基本方針の確認
 - (1) 汚染土量と分布の説明 汚染対象土量および分布について確認。
 - (2) 横浜市受入基準の確認
 - 1. 明らかに人的行為により異物が混入された土壌は異物混入土とする。
 - 2. 自然地盤に近い状態のものについては土壌とする。
 - 上記①と②については現場で判断する必要がある。
 - 3. コンクリート設は、粉砕しても土壌とはならず、産業廃棄物として取り扱う。

前回の委員会までは、当該事業地で発生する土壌については一切受入不可となっていたが、受入基準内のもので土壌に区分されるものと、コンクリート殻のみの混入土については受入が可能である旨を確認。

ダイオキシンについては、現状で 3000pg-TEQ/g を越えるものが無いので規制対象とならず受入可能。

- -2 無害化処理方法の比較検討・無害化処理方法として以下の4種の方法について説明。
 - (1): 焼却処理、(2): 溶融処理、(3): 化学処理、(4): 生物処理
 - ・溶融処理方法として「ジオメルト法」1件しか調査されていないが他工法も調査する。
 - ・焼却処理の△評価について、現段階においては最適な方法であるが、あくまでオンサイト(現場内処理)を考えているため、焼却処理については△と評価。
 - ・焼却処理の実績として液状PCBをあげているが、土壌処理も可能である。
 - ・BCD法において、重金属処理が課題となる。水銀のみであれば、加熱温度を上げることで対応可能であるが、どの程度の温度が必要となるかについては実験を行う必要がある。
 - 対象とする汚染土壌が複合物であることも考慮して無害化処理技術について、次回委員会までに 補足調査を行い具体策を提示する。
- -3 遊水地内保管方法の比較検討
 - 保管位置は、汚染土壌を上流側のものも含め下流側へ集約して保管をすることを確認。
 - 保管方法については、下記の点に配慮し具体的な構造検討を行う。
 - (1):側面は、鉛直遮水壁により周辺地盤と隔離する。
 - (2):底部は、難透水性間地盤が底部遮水工として機能する。
 - (3):上部は、キャッピングを行い雨水の浸入等を防止する。

- (4): PCB 含有 10mg/kg 以上のものは、10mg/kg 以下を隔離した内部に隔離する。 したがって、PCB 含有 10mg/kg 以上のものは、二重隔離となるので管理型相当で良いことを確認。
- ・土砂の移動については、施工中の土砂飛散防止や湧水処理に留意する。
- 事業地内を横切っている地下鉄に対して、盛土を行う場合の影響について検討をしておく。
- ・封じ込めを行った箇所において、地下水への影響を検討する。

-4 モニタリング計画

今回の資料においては、モニターすべき事項を列記したにすぎないので、次回までに具体的な平面配置等を示す。

地下水については、前述のシミュレーションに基づいて計画を行う。

3. その他検討事項

- ・排水門の計画位置は、基本的に汚染土壌の範囲外に変更することで了解。
- ・排水門施工時の汚染土壌上の盛土については問題無い。

4. 次回開催日

第4回委員会 日時: 平成 12年7月27日(木) 10:00~ 場所: 新横浜国際ホテル